



高松市告示第364号

高松市立高松駅前広場地下レンタサイクルポートにおけるレンタサイクル利用料の徴収及び収納に関する業務に係る指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条第3項の規定により告示します。

令和8年6月17日

高松市長 大西秀人

1 指定公金事務取扱者

高松市立駐車場等管理共同企業体

高松市番町一丁目11番22号

2 取り扱う公金の種類

高松市立高松駅前広場地下レンタサイクルポートにおけるレンタサイクル利用料

3 対象施設

高松市立高松駅前広場地下レンタサイクルポート

4 指定公金事務取扱者に指定をした日

令和8年4月1日

5 公金事務を委託する期間

令和8年4月1日